

Vol.98

今回は **法律**

相談事例
紹介

会員相談室

相談委員 **西尾 政行** (弁護士)

電話相談
受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～ 2時40分
03-3354-8520

事前予約
面接相談・随時相談
03-5919-7157

税理士法人の社員の責任

質問 1 税理士法人の社員は法人の債務について無限連帯責任を負うと聞いたが、具体的にはどういう責任なのか。

回答 税理士法人の社員は、①当該税理士法人の財産をもってその債務を完済することができない場合、または②当該税理士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかった場合に、連帯して、税理士法人の債務を完済する責任を負う。ただし、上記②について、社員が、当該税理士法人に弁済をする資力があり、かつ、強制執行が容易であることを証明した場合は責任を免れる。

解説 1 税理士法人の社員の無限連帯責任
税理士法第48条の21第1項は、税理士法人の社員について会社法第580条第1項を準用している。会社法第580条第1項は、以下のとおり規定している。

「社員は、次に掲げる場合には、連帯して、持分会社の債務を弁済する責任を負う。

一 当該持分会社の財産をもってその債務を完済することができない場合

二 当該持分会社の財産に対する強制執行がその効を奏しなかった場合（社員が、当該持分会社に弁済をする資力があり、かつ、強制執行が容易であることを証明した場合を除く。）」

よって、税理士法人の社員は、税理士法人の債務について、【回答】欄に記載したとおりの責任を負うことになる。

2 責任を負う場合

税理士法人の社員は、税理士法人の債務について、当然に支払義務を負うわけではなく、①当該税理士法人の財産をもってその債務を完済することができない場合、②当該税理士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかった場合のいずれかの場合のみ、支払義務を負う。

上記①の「当該税理士法人の財産をもってその債務を完済することができない場合」とは、税理士法人の消極財産の額が積極財産の額を超過していること、すなわち債務超過であることをいう。また、債務超過であることの立証責任は税理士法人の債権者側にある（神田秀樹編 会社法コンメンタール14持分会社(1)77頁）。

上記②の「当該税理士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったこと」の立証責任も、税理士法人の債権者側にある（同上）。また、強制執行の不奏功が立証された場合であっても、「当該税理士法人に弁済をする資力があり、かつ、強制執行が容易であること」を社員が立証した場合は、社員は支払義務を免れる。

このように、税理士法人の社員が責任を負うのは一定の場合に限られるので、税理士法人の債権者から社員個人に対して請求があった場合には、上記の

各要件を充たすか否かを冷静に見極めて対処することが必要である。

3 責任を負う範囲

社員が税理士法人の債務を負担する場合、税理士法人の債務全額を負担するのであって（全額説）、税理士法人の財産をもって弁済し得なかった残額のみ負担すればよい（残額説）わけではないと解される。債務超過の事実が社員の責任発生条件であって限度を定めるものではないし、また、税理士法は会社法上の持分会社に関する規定を多数準用しているところ、持分会社の特質は社員個人の信用が基礎となっていることにあり、法がその社員に会社債務の弁済責任を特に負わせていることからすれば、社員は会社債務と同一範囲の責任を負うと解するのが相当だからである（神田秀樹編 会社法コンメンタール14持分会社(1)79頁）。判例（大審院大正13年3月22日判決）も全額説に立つ。

社員の責任は連帯債務とされるので、税理士法人の債権者は、社員の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての社員に対し、全部又は一部の履行を請求することができる（民法432条）。他方、ある社員が自己の負担部分を超えて税理士法人の債務を弁済した場合は、当該超過部分について他の社員に求償することができる（民法442条）。このように、税理士法人の社員が責任を負う場合、対外的には全額について責任を負うが、対内的には各自の負担部分の限度で責任を負うことになる。

この負担部分の割合をどうするかについては明文の規定はないが、判例は、当事者間の合意があればそれに従い、当該合意がない場合には連帯債務によって受けた利益の割合に従うこととし、この二つの標準で定まらない場合には各自平等の負担割合になると解している（大審院大正5年6月3日判決、注釈民法(11)118頁）。

途中加入または途中退社の社員の責任

質問 2 税理士法人に途中から加入した社員は法人の債務についてどのような責任を負うか。また、税理士法人を途中で退社した社員についてはどうか。

回答 税理士法人の成立後に加入した社員は、その加入前に生じた税理士法人の債務についても、これを弁済する責任を負う。税理士法人を途中で退社した社員は、退社の登記をする前に生じた税理士法人の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。

解説 1 税理士法人に途中から加入した社員の責任

税理士法第48条の21第1項は、税理士法人の社員について会社法第605条を準用しているところ、同条は、「持分会社の成立後に加入した社員は、その加入前に生じた持分会社の債務についても、これを

弁済する責任を負う。」と規定している。

したがって、税理士法人の成立後に加入した社員は、その加入前に生じた税理士法人の債務についても、これを弁済する責任を負う。

前述したとおり、税理士法人の社員は対外的には全額について責任を負うが、対内的には各自の負担部分の限度で責任を負うことになる。このことは途中加入の社員についても同様である。

「加入」の意味については、法人との入社契約によって原始的に持分を取得した者のほか、既存の社員の持分の全部または一部を譲り受けて承継的に持分を取得した者も含むと解するのが多数説である（神田秀樹編 会社法コンメンタール14持分会社(1)208頁）。

このように、税理士法人に途中加入した社員も当該法人の債務について無限連帯責任を負うことになるので、加入前に当該法人の財務状況の詳細を確認したうえで加入するか否かを定めるべきであり、加入する際も、加入後に過大な責任を負わないよう、負担部分の取り決めについても適切かつ慎重な対応をするべきであろう。

2 税理士法人を退社した社員の責任

税理士法第48条の21第1項は、税理士法人の社員について会社法第586条を準用しているところ、同条第1項は、「退社した社員は、その登記をする前に生じた持分会社の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。」と規定している。

したがって、税理士法人の社員が退社した場合には、退社の登記をする前に生じた税理士法人の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。

もっとも、会社法第586条第2項は、「前項の責任は、同項の登記後二年以内に請求又は請求の予告をしない持分会社の債権者に対しては、当該登記後二年を経過した時に消滅する。」と規定していることから、税理士法人の社員が退社した場合に、その退社登記後二年以内に請求又は請求の予告をしない税理士法人の債権者に対しては、当該登記後二年を経過した時に当該退社社員の責任が消滅する。

このように、税理士法人を退社した社員については、退社登記の時を起点として責任範囲が決まってくるため、退社した場合には可及的速やかに退社登記をするべきであろう。

注) 内容は、平成29年6月23日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）です。実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。

会員相談室の利用について

- 会員相談室は、会員の自助努力で解決できない業務上の諸問題の解決を支援します。
- 相談方式は①電話相談、②面接相談、③随時相談の3方式となります。
- 相談室は会員本人のみの利用となります。事務所職員や顧問先の方の利用はできません。
- 相談員は、相談事項を簡潔に整理し、相談が長時間に及ばないよう配慮してください。
- 相談申込書の事前提出がない方の相談は受けられませんので、ご注意ください（電話相談は除く）。
- 相談委員は応答内容に対して責任を負うものではありません。
- 利用は原則無料ですが、相談の内容によっては、個別契約によること(有料)となりますので、ご注意ください。
- 土日祝日、盛夏時、年末年始等には休室いたします。

随時相談について

- 随時相談とは、次の各相談項目に該当する場合に利用する相談です。
 - ・外国税制等、国際業務に関する事項
 - ・税理士業務の遂行・事務所の経営等に関する事項
 - ・会計（特に中小企業）に関する事項
 - ・税務争訟手続（訴訟その他の裁判手続は除く）に関する事項
 - ・経営革新等支援機関に関する事項

【利用方法】

随時相談申込書に所要事項を記入。
※事実関係、疑問点が明確になるようにしてください。

↓

申込書を本会へ送付。(FAX・郵送・電子メール)
※添付資料は5枚程度までしてください。

↓

本会より担当相談委員に申込書を転送。

↓

概ね2週間以内に担当相談委員より電話等による応答、助言。
※余裕をもってご相談ください。

◎電話相談について

【利用方法】

専用電話にダイヤル 03 (3354) 8520

↓

オペレーターに①氏名、②支部名、③登録番号、④事務所電話番号を伝える。

↓

担当相談委員と電話で相談。

【開設時間等】

曜日	開設時間	項目	専用電話番号
月～金	午前10時～午後3時 (正午から午後1時までは休憩)	税法全般	03(3354) 8520
受付時間	午前の部 午前10時～11時50分 午後の部 午後1時～2時40分		

【他会との協定による電話相談】

本会が締結した合意書により、本会会員は東京地方税理士会及び千葉県税理士会が行う電話相談も利用することができます。

	曜日	開設時間	項目	専用電話番号
東京地方会	火・木(第5除く)	午後1時～4時	※税法全般	045(243) 0555
千葉県会	月・金(〃)	〃	税法全般	043(243) 1301

※東京地方税理士会については、所得税等の一部の相談項目の担当相談委員が不在の場合がありますので、ご承知おきください。

◆面接相談について

- ◆ご利用は事前予約制となります。
- ◆利用時間は30分となります。

【利用方法】

相談日の1週間前から電話による予約申込み。
会員相談室 03 (5919) 7157
※受付順に相談日時確定。

↓

面接相談申込書に所要事項を記入。
※事実関係、疑問点が明確になるようにしてください。

↓

申込書を本会へ送付。(FAX・郵送・電子メール)
※添付資料は5枚程度までしてください。

↓

相談日当日、税理士会館に来館し、担当相談委員と面接相談。

【曜日毎の相談項目】

曜日	相談項目	担当
月曜日	法律全般	弁護士
第1、第3、第5月曜日	法人税	相談委員
第2、第4月曜日	資産税	〃
火曜日	消費税	〃
	資産税	〃
水曜日	法人税	〃
	資産税	〃
木曜日	税法全般	〃
	所得税	〃
金曜日	法人税	〃
	資産税	〃